

考 査 A

(令和元年)

受 検 地	受 検 番 号	氏 名
	頭符号()	

問 題

次の注意をよく読んでから始めてください。

【注意】

1. この問題は、全て五肢択一式です。
2. 解答は、各問題とも選択肢のうち正解と思う番号を、答案用紙の解答欄に記入してください（答案用紙は別紙です）。
3. この問題用紙の余白は、計算等に使用しても差しつかえありません。
4. 建築基準法等の法令については、**平成31年1月1日現在**において施行されている規定により解答してください。
5. 解答に当たって、問題に記載されている事項を除き、**地方公共団体の条例、規則等の規定の内容については、考慮しないこととします。**
6. この問題については、**検定終了まで在席していた者に限り、持ち帰りを認めます**（中途退出者については、持ち帰りを禁止します）。

【No.1】 建築基準法の適用等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 用途地域に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められている地域の場合、建蔽率の限度が $\frac{8}{10}$ と定められている準住居地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物の敷地については、当該敷地面積の最低限度以上でなければならない。
2. 建築主事を置かない市町村が、地区整備計画が定められた地区計画の区域内において、建築物の用途に関する事項で当該地区計画の内容として定められたものを、条例で、建築物の用途に関する制限として定めた規定は、建築基準関係規定である。
3. 建築基準法第56条第1項第一号の規定による建築物の高さは、前面道路の路面の中心からの高さにより算定する。
4. 建築主事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものをつかさどらせるために、建築主事を置くことができる市町村は、建築基準法第4条第1項の政令で指定する人口25万以上の市以外の市又は町村である。
5. 「準防火性能に関する技術的基準」は、耐力壁である外壁にあつては、これに建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものであることとされている。

【No.2】 建築基準法の手続等に関する次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500m²、地上3階建ての共同住宅の最下階の床の過半の修繕を行う場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
2. 鉄骨造、延べ面積1,000m²、地上2階建ての病院を、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行わずに、用途を変更して老人福祉施設とする場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
3. 鉄骨造、床面積800m²、鉄道の線路敷地内に設ける平家建てのプラットホームの上家を新築する場合においては、確認済証の交付を受ける必要はない。
4. 延べ面積12,000m²の病院(地階における病院の用途に供する部分の床面積の合計が2,200m²のもの)の大規模の修繕の工事で、避難施設等に関する工事の施工中において当該建築物を使用する場合においては、当該建築主は、あらかじめ、当該工事の施工中における当該建築物の安全上、防火上又は避難上の措置に関する計画を作成して特定行政庁に届け出なければならない。
5. 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物の計画について、当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱の構造を準耐火構造から耐火構造に変更(変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更及び強度又は耐力が減少する変更を除く。)をして当該建築物を建築しようとする場合においては、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなものは、あらかじめ確認済証の交付を受ける必要はない。

【No.3】 特定行政庁の事務に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反することが明らかな建築の工事中の建築物について、緊急の必要がある場合にあっては、通知書の交付等の手続を経ずに、当該工事の請負人に対して、当該違反を是正するための工事を命ずることができる。
2. 特定行政庁は、防火地域及び準防火地域外における床面積 10m² 以内の増築工事等、確認済証の交付を受ける必要のない建築物の工事であっても、当該工事を行う建築物又は建築物の敷地が建築基準法令の規定に違反するときは、当該建築物の建築主に対して、当該工事の施工の停止を命ずることができる。
3. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物の建築主に対して使用制限の命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
4. 特定行政庁は、建築主事を置く市町村の建築物について、建築基準法令の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物を管理する市町村の長に通知し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。
5. 特定行政庁は、建築基準法令の規定に違反した建築物の建築主に対して、当該建築物の除却を命じたにもかかわらず、当該建築物の建築主が除却を行わないときは、行政代執行法の定めるところに従い、自ら当該建築物を除却することができる。

【No.4】 一般構造に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 延べ面積 110m² の一戸建て住宅において、発熱量の合計が 6kW の火を使用する設備又は器具（「密閉式燃焼器具等」ではない。）を設けた調理室で換気上有効な開口部を設けたものには、政令で定める技術的基準に従って、換気設備を設けなければならない。
2. 居室を有する建築物においては、居室以外の部分についても、クロロピリホスをあらかじめ添加した建築材料(国土交通大臣が定めたものを除く。)を使用してはならない。
3. 地上 2 階建て、床面積の合計が 1,500m² の物品販売業を営む店舗については、階段の高さ 3.5m の 1 階から 2 階への客用の階段に踊場を設けなくてもよい。
4. 石綿をあらかじめ添加した建築材料を使用しているが、建築基準法第 3 条第 2 項の規定により同法第 28 条の 2 第一号及び第二号の石綿についての基準の適用を受けない建築物の増築を行う場合、増築部分が当該基準に適合しており、基準時における延べ面積の $\frac{1}{2}$ を超えない床面積の増築であれば、当該増築に係る部分以外の部分については、当該石綿を添加した建築材料を被覆する等の措置の必要はない。
5. 地上 2 階建ての有料老人ホームに入所する者の談話のために使用される居室については、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して $\frac{1}{10}$ 以上でなければならない。

【No.5】建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、正しいものはどれか。

1. 建築物の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる暴風時の短期の応力度を計算する場合には、特定行政庁が指定する多雪区域内であるか否かにかかわらず、積雪荷重のある状態と積雪荷重のない状態のそれぞれについて行わなければならない。
2. 積載荷重の計算に当たって、学校の屋上広場をささえる柱の垂直荷重による圧縮力の計算において、柱のささえる床の数が3である場合、床の積載荷重として採用する数値を、建築物の実況によらないで $2,200\text{N/m}^2$ とすることができる。
3. 保有水平耐力計算において、建築物の地上部分について、地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって当該建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのないことを確かめた場合、地震力によって各階に生ずる層間変形角が $\frac{1}{150}$ 以内であることを確かめなければならない。
4. 炭素鋼を構造用鋼材として用いる場合、長期に生ずる力に対する曲げの許容応力度の数値は、鋼材等の種類及び品質に応じて国土交通大臣が定める基準強度の数値と同じである。
5. 軽量骨材を使用しないコンクリートの長期に生ずる力に対する丸鋼を用いた付着の許容応力度は、設計基準強度の0.7倍である。

【No.6】建築物の構造方法に関する次の記述のうち、建築基準法に適合するものはどれか。ただし、構造計算による構造耐力上安全であることの確認は行わないものとする。

1. 高さ1mで厚さ12cmの石造の塀には、控壁を設けなかった。
2. 高さ1mの石造の塀を、芋目地ができるように組積した。
3. 平家建てで延べ面積 30m^2 の補強コンクリートブロック造の倉庫において、張り間方向及び桁行方向に配置する補強コンクリートブロック造の耐力壁の長さの合計を、張り間方向について4m、桁行方向について6mとした。
4. 地上2階建てで高さ6mの補強コンクリートブロック造の建築物において、水平力に対する支点間の距離が5mである耐力壁の壁頂に設ける鉄筋コンクリート造の臥梁がりょうの有効幅を、20cmとした。
5. 高さ2mの補強コンクリートブロック造の塀において、鉄筋を入れていない空洞部(縦目地には接していない。)をモルタル又はコンクリートで埋めなかった。

【No.7】 防火・耐火に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、耐火性能検証法、防火区画検証法及び避難上の安全の検証並びに国土交通大臣の認定は行わないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした、自動式のスプリンクラー設備等が設置されていない延べ面積 $2,000\text{m}^2$ の事務所の用途に供する建築物において、床面積 $1,500\text{m}^2$ 以内ごとに設ける防火区画の壁が接する外壁のうち、防火区画を構成する壁に接する部分を含む幅 90cm 以内の部分には、防火設備であっても開口部を設けてはならない。
2. 主要構造部を木造とした旅館の用途に供する平家建て、延べ面積 $1,500\text{m}^2$ の建築物(耐火建築物又は準耐火建築物ではない。)において、 $1,000\text{m}^2$ 以内ごとに設ける防火上有効な構造の防火壁は組積造としてはならない。
3. 主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての建築物を床面積 200m^2 の共同住宅と床面積 100m^2 の自動車車庫とした場合、それぞれの用途部分を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなくてもよい。
4. 主要構造部を木造とした延べ面積 900m^2 の建築物と、主要構造部を木造とした延べ面積 150m^2 の建築物とが同一敷地内にある場合には、それらの外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、それらの屋根の構造を建築基準法第22条第1項に規定する構造としなければならない。
5. 主要構造部を耐火構造とした地上5階建ての建築物で、各階に居室を有するものにおいて、階段の部分とその他の部分とを区画する防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるものを除き、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動をするものとしなければならない。

【No.8】避難施設等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、居室については、「建築基準法施行令第116条の2に規定する窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、避難階は地上1階とし、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 主要構造部を耐火構造とした地上10階建てのホテルの10階の客室(居室)で、当該客室及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものについては、当該客室の各部分から地上に通ずる直通階段の一に至る歩行距離は、60m以下としなければならない。
2. 地上3階建て、延べ面積1,200m²の高等学校における生徒用の廊下の幅は、両側に居室がある場合は2.3m以上としなければならない。
3. 地上5階建ての物品販売業を営む店舗(各階の床面積が300m²)で、各階を当該用途に供するものの屋内に設ける避難階段については、階段室に設ける所定の開口部、窓又は出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲まなければならない。
4. 地上3階建ての病院の病室には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
5. 地上3階建て、延べ面積1,000m²の物品販売業を営む店舗で、各階を当該用途に供するものにあつては、各階の売場及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段としなければならない。

【No.9】建築設備に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 非常用の照明装置を設けていないことについて、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物であつて、独立部分(開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分)が2以上あるものについて増築をする場合において、当該増築をする独立部分以外の独立部分には、非常用の照明装置を設けなくてもよい。
2. 延べ面積500m²の事務所において、開放できる部分の面積の合計が2m²の窓(天井から下方80cm以内にあるもの)のある床面積120m²の事務室には、原則として、排煙設備を設けなければならない。
3. 機械換気設備は、換気上有効な給気機及び排気機を有する構造としなければならない。
4. 地階を除く階数が11以上である建築物の屋上に設ける冷房のための冷却塔設備は、防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる場合においては、主要な部分を不燃材料以外の材料で造ることができる。
5. 共同住宅の住戸にあつては、準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備で床面積200m²以内ごとに区画されている場合、窓その他の開口部で開放できる部分の面積にかかわらず、排煙設備を設けなくてもよい。

【No.10】 都市計画区域又は準都市計画区域内の道路等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 私道の変更によって、その道路に接する敷地が建築基準法第43条第1項の規定に抵触することとなる場合において、特定行政庁がその私道の変更を禁止しようとするときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対して、その命じようとする措置等を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書等を提出する機会を与えなければならない。
2. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受ける場合、道の一端のみが他の道路に接続し、幅員が4mで延長が35mを超える場合であっても、終端が自動車の転回に支障がない公園に接続する場合には、区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場を設けなくても袋路状道路とすることができる。
3. 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法等によらないで道を築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受ける場合の政令で定める道に関する基準について、地方公共団体は、その地方の気候等により必要と認めて、条例で、区域を限り、当該基準と異なる基準を定めることができ、当該基準を緩和する場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。
4. 都市計画区域に編入された際、現に建築物が立ち並んでいる幅員2.7mの道を、建築基準法上の道路とみなすものとして特定行政庁が指定する場合、土地の状況に因りやむを得ない場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得て、当該道路の境界線とみなす線の「道路の中心線からの水平距離」を別に指定することができる。
5. 地方公共団体は、共同住宅の敷地が道路に接する部分の長さについて、避難等の目的を十分に達成することが困難であると認めるときは、条例で、必要な制限を付加することができる。

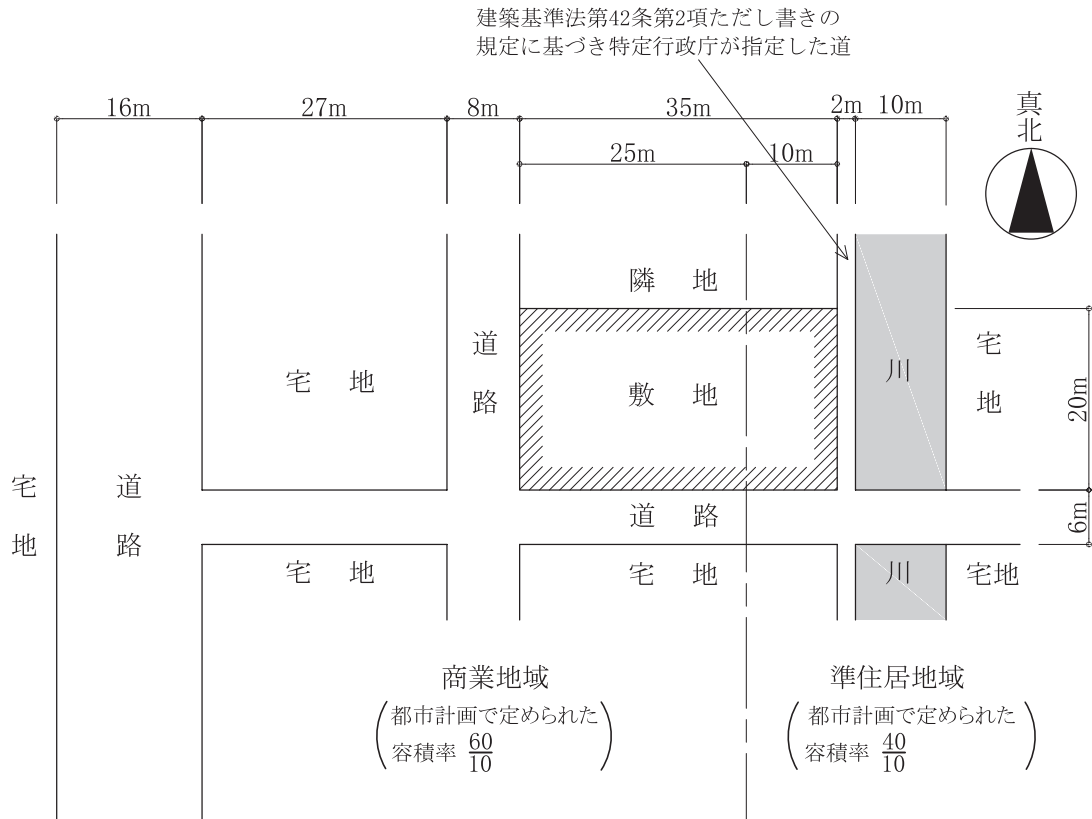
【No.11】 (イ)欄に掲げる用途地域内において、(ロ)欄に掲げる建築物を新築しようとする場合、建築基準法第48条の規定により、**特定行政庁の許可を受けなければ建築することができない**ものは、次のうちどれか。ただし、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

	(イ)	(ロ)
1.	第一種低層住居専用地域	地上2階建ての老人福祉センターで床面積の合計が600m ² のもの
2.	第一種中高層住居専用地域	地上2階建ての自動車車庫で床面積の合計が300m ² のもの
3.	第二種中高層住居専用地域	地上2階建ての事務所で床面積の合計が1,500m ² のもの
4.	田園住居地域	地上3階建ての日用品の販売を主たる目的とする店舗で床面積の合計が150m ² のもの
5.	工業地域	地上30階建ての共同住宅で床面積の合計が15,000m ² のもの

【No.12】 日影による中高層の建築物の高さの制限(以下、「日影規制」という。)、建築物の高さの限度又は建築物の各部分の高さの制限に関する次の記述のうち、**建築基準法上、誤っている**ものはどれか。

1. 近隣商業地域内の建築物(特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物を除く。)の隣地高さ制限において、天空率を適用する場合、天空率を算定する位置は、隣地境界線からの水平距離12.4mだけ外側の線上の政令で定める位置とする。
2. 日影規制の対象区域内である第一種低層住居専用地域内においては、日影規制に加えて、北側高さ制限の適用も受ける。
3. 都市計画で定められた建築物の高さの限度が12mの第一種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度の適用について、階段室及び昇降機塔のみからなる屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の $\frac{1}{8}$ 以内の場合においては、その部分の高さは、12mまでは、原則として、当該建築物の高さに算入しない。
4. 建築物の敷地の地盤面が前面道路の路面の中心の高さより1.2m高く、かつ、前面道路の境界に沿って塀(地盤面からの高さは1m)が設けられている場合においては、前面道路の境界線から後退した建築物に対する道路高さ制限の特例を適用することができない。
5. 日影規制の対象区域外にある高さが11mの建築物で、冬至日において、日影規制の対象区域内の土地に日影を生じさせるものは、当該対象区域内にある建築物とみなして、日影規制を適用する。

【No.13】 図のような敷地において、建築基準法上、**新築することができる建築物の容積率(同法第52条に規定する容積率)の最高限度として、最も適当な値**は、次のうちどれか。ただし、図に記載されている事項を除き、特定行政庁等の指定等は考慮しないものとする。



1. $\frac{43.76}{10}$
2. $\frac{44.12}{10}$
3. $\frac{48.85}{10}$
4. $\frac{49.23}{10}$
5. $\frac{49.63}{10}$

【No.14】 防火地域又は準防火地域内の建築物等に関する次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 防火地域内にある建築物の屋根の構造は、市街地における火災を想定した火の粉による建築物の火災の発生を防止するために屋根に必要とされる性能に関して建築物の構造及び用途の区分に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
2. 準防火地域内にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。
3. 防火地域及び準防火地域にわたる建築物で、防火地域外において防火壁で区画されている場合、その防火壁外の部分については、準防火地域内の建築物に関する規定を適用する。
4. 準防火地域において、延べ面積 1,500m²、地上 3 階建ての建築物で各階を映画スタジオの用途に供するものは、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
5. 防火地域内にある高さ 10m の広告塔は、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければならない。

【No.15】 次の記述のうち、建築基準法上、**誤っている**ものはどれか。

1. 建築基準法第 6 条第 1 項の大規模の修繕の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨を表示しなければならない。
2. 建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて必要となる仮設店舗について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合においては、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間を定めて、その建築を許可することができる。
3. 一団地内に建築される「1 又は 2 以上の建築物」のうち、特定行政庁が当該「1 又は 2 以上の建築物」の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものに対する「敷地等と道路との関係」の規定の適用については、当該一団地を一の敷地とみなす。
4. 市町村は、伝統的建造物群保存地区内における現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で、「隣地境界線に接する外壁」の規定による制限を緩和することができる。
5. 建築主は、指定確認検査機関から建築物の用途の変更に係る確認済証の交付を受けた場合で、用途の変更に係る工事が完了したときは、工事完了届を建築主事に届け出なければならない。

【No.16】 次の記述のうち、消防法上、**誤っている**ものはどれか。ただし、防火対象物には地階又は無窓階はなく、指定可燃物の貯蔵又は取扱いはないものとする。また、消防法施行令第29条の4に規定する基準、同施行令第32条に規定する基準の特例及び総務大臣の認定は考慮しないものとする。

1. 地上3階建て、延べ面積1,200m²の共同住宅で、その主要構造部を耐火構造としたものには、屋内消火栓設備を設置しなくてもよい。
2. スプリンクラー設備を設置しなければならない認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設において、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000m²以上の場合には、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することはできない。
3. 病院には、原則として、消防機関へ常時通報することができる電話を設置した場合であっても、その延べ面積にかかわらず、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない。
4. 地上30階建ての共同住宅に設置する連結送水管には、総務省令で定めるところにより、非常電源を附置した加圧送水装置を設けなければならない。
5. 飲食店には、原則として、その延べ面積にかかわらず、自動火災報知設備を設置しなければならない。

【No.17】 次の記述のうち、**誤っている**ものはどれか。

1. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、建築物の新築等のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについて、当該建築物の新築等をしようとする者が建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたときは、原則として、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。
2. 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」上、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築主が、建築基準法に基づく確認申請書を建築主事に提出する場合には、確認申請書の提出時に併せて適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。
3. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、移動等円滑化の措置をとることにより、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超える面積については、当該建築物の延べ面積の $\frac{1}{10}$ を限度として、建築基準法に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には算入しないものとする。
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、床面積の合計が1,500m²の病院を新築する場合には、建築物移動等円滑化基準に適合させなくてもよい。
5. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、建築物移動等円滑化基準への適合が求められる建築物において、案内所を設ける場合には、当該建築物内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等の配置を表示した案内板を設けなくてもよい。